

明治憲法發布百二十年に思う

伊藤 隆

大日本帝国憲法が發布されたのは、明治二十二年二月十一日で、この日天皇は三条実美内大臣以下を従え、賢所等において、皇祖皇宗の神靈に皇室典範及び憲法制定の告文を奏し、続いて正殿において憲法發布式典を挙行された。この式典には政府大官等の他に府県会議長等も参列した。総理大臣に授けられた憲法の上諭には「朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ万世一系ニ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ祖宗ノ惠撫滋養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシMEMコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ与ニ俱ニ国家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム 国家統治ノ大権ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ将来此ノ憲法ノ条款ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラザルヘシ 朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス 帝国議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開会ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ……」とある。第一回帝国議會は翌二十三年十一月二十九日に開院式が挙行された。この時から、昭和二十一年十一月三日に形式的にはこの憲法の改正である日本国憲法が公布された時まで、六十年弱こ

の憲法の下で日本の政治は行われたのであった。この「新憲法」は米占領軍の強力な「指導」のもと占領下で作られたという極めて変則的なものであった。

大日本帝国憲法は非欧米国家で機能した最初の憲法であった。憲法停止や憲法改正ということが稀に言われたにも拘わらず機能し続けたのであった。この憲法は欧米識者にも評判は良かった。既に送付してあった英訳憲法についてその批評を聞くことも一つの役目であった金子堅太郎は、明治二十二三年、各地でドイツ憲法を做ったことやその中に英国憲法の主義を包含したことの賞賛と、議会の権限が大きく、政府の運営に困難を生じるのではないかとという危惧を聞いている。アメリカでハーバードでのかつての恩師ホームズは「日本人民はこの憲法を以て満足せしや否やにあり。横浜メル新聞の記載するところに拠れば、憲法発布の当時より今日に至るまで、人民はこの憲法を以て満足したることを認めたり。日本憲法はヨーロッパ各国の憲法の如く人民の腕力に訴えて制定したるものにあらず。全く天皇の恩賜にして人民もまたその恩賜を感拝するを見れば、実に喜悦の情に堪えざるなり」と述べたという。実際日本国内で、民権運動家がこの憲法に反対した形跡は見られない。

憲法も制定した時の状況を反映しないわけにはいかない。法文上強力な権限を有する天皇がスムーズに統治するため基本的に重要な役割を演じたのは「元老」といわれた憲法に規定されていない天皇のアドバイザーの存在であった。彼等は明治国家建設の父であり、広く権威を有していた。この元老は固有の根拠に依るものであるから補充は不可能で、彼等が死去・老齢化した後のこの憲法の運用に大きなダメージを与えたのである。しかし、軍部の勢力の増大にも拘わらず、この憲法の存在が日本のファシズム化を不可能にしたのであり、強力になった軍部も議會を無視することはできなかったのである。この憲法の存在が日本の「侵略戦争」大東亜戦争を引き起こしたという全く根拠のない議論もあるが、この憲法の最も「民主的」な解釈者であり、国体明徴運動の標的にされた美濃部達吉は「新憲法制定」に反対して、統帥権その他若干の条項の改正をすれば、この憲法で充分にやっていけると主張した程である。

現在九条問題をめぐって様々な議論が行われているが、憲法全体を全く新しい草案を作る自主憲法か、美濃部の考え

たように明治憲法を修正した草案を作るか、憲法改正論者であった石橋湛山が提案したように取り敢えず、九条を残して、第三項を作り、憲法前文の想定しているような国際情勢が実現するまで、第二項を凍結するという方法など様々な選択肢がある。いずれにしても、日米同盟は欠かすことができないが、基本的に自分の国は自分で護るという姿勢をはずりさせることが喫緊の課題といえよう。憲法が国家の基本法である限りそれを避けて通ることはできない。

(東京大学名誉教授)